

KYOTO CITY SPECIAL BOUNTY PROGRAM  
FOR ART AND CULTURE

# 京都市芸術文化 特別奨励制度

《京都市は 未来に向かって挑戦する  
アーティストを応援します。》

将来に向けて、積極的な芸術活動を行うための  
奨励金を、1個人又は1グループにつき

**300万円** (課税対象) 交付します。  
※ 選考あり

**【申請締切】平成30年7月31日(火) 当日消印有効**

## 《申請者説明会(希望者のみ)》

本制度の説明会を次のとおり実施します。全体説明の後、申請に関する個別相談にも応じます。

日時:平成30年6月30日(土) 午後3時~6時

会場:京都芸術センター

※事前申込不要。当日会場にお越しください。(入退場自由、個別相談は午後4時~5時30分まで受付)



市民による自治120年



京都市  
CITY OF KYOTO

# 京都市芸術文化特別奨励制度 平成31年度奨励者募集案内

## 1 奨励の内容

新たな芸術文化の創造を促進し、京都の芸術文化の振興を図ることを目的に、将来、特に有望と認められる若い芸術家を奨励する制度です。

(「人材育成」を目的としており、事業への助成を目的とするものではありません。)

将来に向けて積極的な芸術文化活動を行うための奨励金として、申請者の中から選考のうえ、1個人又は1グループにつき300万円(課税対象所得となります)を交付します。

## 2 応募資格

芸術文化に関わる活動を行い、次の全ての条件に該当する個人又はグループ

- (1) 住所地、活動拠点又は予定する発表場所のいずれかが京都市内であること
  - (2) 京都の芸術文化の振興や発信に貢献する可能性のある活動(創作、発表、企画、研究など)を行っていること
- (備考) ○ グループの場合、メンバー全員が上の条件に該当することを必要とします。
- 申請は1個人又は1グループにつき1件に限ります(個人とグループ、両方での申請は不可)。
  - 年齢制限はありませんが、主に20代～30代半ばの若い年齢層からの応募を期待し、「今ある力」よりも「今後の飛躍の可能性」に注目します。
  - 芸術のジャンルは問いません。複数のジャンルにまたがるものや、既成のジャンルの枠を超えた新しい芸術なども対象とします。
  - 京都市芸術新人賞の受賞者など、本市において一定の評価を受けている方は対象となりません。

## 3 奨励者(奨励を受ける者)の決定

審査委員会において審査を行ったうえで、奨励者を決定します。

1次審査の結果は、全ての申請者に通知し(平成30年11月頃の予定)、1次審査通過者にはプレゼンテーションを行っていただきます(平成30年12月頃の予定)。

奨励者は平成31年2月頃に決定し、4月頃に奨励金を交付します(予定)。

## 4 奨励者に行っていただくこと

- (1) 活動計画に沿った活動など  
この制度の趣旨を十分理解し、申請した活動計画に沿って、奨励金を最も効果的に活かすように活動してください。  
また、活動期間終了後も含めて、主催する展覧会や公演などにおける市民招待や、本市事業・施策への連携・協力などを通じ、奨励を受けた成果を市民に積極的に還元するよう努めていただきます。
- (2) 中間報告  
中間報告として、平成31年10月中に活動の状況を報告していただきます。
- (3) 結果報告  
平成32年4月中に、所定の「活動結果報告書」に次の資料を添えて提出していただきます。(「活動結果報告書」の書式は、後日奨励者にお渡しします。)  
ア 活動期間中に行った展覧会、公演などの写真や映像、制作した作品の写真、研究論文、留学レポートなど  
イ その他、参考になる資料(プログラム、来場者アンケート結果、新聞記事など)
- (4) ポスターなどへの表示  
奨励者が主体的に関与する発表活動に際して、そのポスター、チラシ、プログラム等の中で「京都市芸術文化特別奨励者」である旨を表示してください。
- (5) 活動期間後の活動状況の報告  
活動期間終了後も、引き続き積極的な活動を展開していただきます。また、認定後5年間は活動状況の報告をしていただきます。
- (6) 備品等財産の取扱い  
奨励者は、奨励金により取得し、又は効用の増加した財産を、奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、京都市長の承認が必要です。

## 5 注意事項


次の場合には、奨励者の決定を取り消し、又は本市から交付した奨励金を返還していただくことがあります。

- (1) 申請の内容に虚偽があった場合
- (2) 活動計画の内容を実施する見込みがない場合
- (3) 所定の期間内に活動結果報告書又は関係資料の提出がない場合
- (4) 結果報告の内容が、活動計画と著しく異なり、かつ制度の趣旨を損なう場合
- (5) 活動計画に留学がある場合に、留学証明ができない場合

## 6 申請の方法

「平成31年度奨励申請書」に必要事項を記入のうえ、自己アピール資料を添え、郵送により、受付期間内に下記へ提出してください。

※今年度から、提出方法を郵送のみ(当日消印有効)に変更します。

|  |   |
|--|---|
| <p>〈提出先〉</p> <p><b>(公財)京都市芸術文化協会 特別奨励制度担当</b></p> <p>〒604-8156<br/>京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内</p> | <p>〈申請書及び記入見本〉</p> <p>下記のウェブサイトからダウンロードしてください。</p> <p>URL <a href="http://www.geibunkyo.jp/news/000706.html">http://www.geibunkyo.jp/news/000706.html</a></p>  |
| <p><b>【申請受付期間】平成30年5月1日(火)～7月31日(火) 当日消印有効</b></p>   |   |

## 7 提出書類・資料

### (1) 京都市芸術文化特別奨励制度 平成31年度奨励申請書 2部(原本1部,複製1部)

- ア 申請書は定められた様式を使用し、読みやすい字で全ての記入欄に記入してください。必ず所定の枠に収まるように記入してください。
- イ 申請書は、ホチキス留めはせずに、必ず1部ごとに取り外しができるクリップでとめて提出してください(紙媒体の自己アピール資料も同様)。
- ウ 計画に海外研修(留学を含む)がある場合は、「受入承諾書」(\*)の写し及びその日本語訳を提出してください。応募時点で提出できない場合は、承諾が得られていない理由及び今後の見通し(承諾書の受取時期等)を具体的に記入した「受入承諾状況説明書」を提出するとともに、9月下旬までに受入承諾書を提出してください。※様式任意。承諾の日付、受入期間、受入機関名、内容、指導者等の直筆サインがあること。
- エ 本制度は、芸術家としての飛躍など「人材育成」を目的とした助成であり、公演や展覧会等の事業実施のみを目的とした助成ではありません。活動経費については、制度の趣旨を十分に踏まえ記入してください。なお、単なる事業実施経費、機材購入費、生活費等については対象となりませんので、奨励活動の一環としてこれらの経費を計上する場合には、制度の趣旨や活動計画との関連性、必要性が明確に分かるように記入してください。
- オ 計画に京都市が実施する助成事業(京都芸術センターを含む)がある場合は、奨励の対象とはなりません(重複助成の禁止)。

### (2) 自己アピール資料 2部(原本1部,複製1部)

自己アピール資料は以下の中から選んでください(複数選択可)。

提出に当たっては、以下の分量や注意事項に留意し、全ての資料に氏名及び原本・複製の別を明記してください。

|   | 種類  | 分量など   |
|---|---|--|
| 1 | 公演、展覧会等を撮影したDVD<br>(プレーヤーで再生可能なもの)        | 10分以内(作品名、制作年、発表年、発表場所などの情報と収録時間を明記してください。)                                |
| 2 | 演奏を録音したCD                                 | 10分以内(曲名、発表年、発表場所などの情報と収録時間を明記してください。)                                     |
| 3 | 作品を記録した写真                                 | A4サイズの用紙(片面)5枚以内(1枚の用紙に複数の写真が掲載されていても可)<br>作品名、制作年、発表年、発表場所などの情報を明記してください。 |
| 4 | 創作した戯曲、文学作品、研究論文等の概要を<br>まとめた原稿(手書き原稿は不可) | A4サイズの用紙(片面)5枚以内<br>1枚当たり概ね1000字で記入してください。(手書き原稿は不可)                       |
| 5 | 公演、展覧会等のチラシ、新聞・雑誌に<br>掲載された批評記事           | A4サイズの用紙(片面)10枚以内  |

#### 【注意事項】

- 上記の資料以外は、審査の対象としません。
- 提出された資料は、原則として返却しません。
- 定められた分量を大幅に超過する資料は、審査の対象とならない場合があります。
- DVD/CDについて、編集が不可能な場合は審査の際に再生する部分を指定してください。(例/15:00:00～25:00:00)

## 8 申請者説明会(希望者のみ)

本制度の説明会を次のとおり実施します。全体説明の後、申請に関する個別相談にも応じます。

平成28年度奨励者の林美音子氏(生田流箏曲 柳川三味線奏者)にもお越しいただき、

皆様の質問にお答えします(午後4時まで)。

日時:平成30年6月30日(土)午後3時～6時(途中入退場自由。個別相談は午後4時～5時30分まで受付)

会場:京都芸術センター

※事前申込不要。当日会場に直接お越しください。



林美音子

# これまでの京都市芸術文化特別奨励者

## 平成30年度奨励者



久保 ガエタン  
(現代美術)



hyslom  
(現代美術, パフォーマンスアート)

## 平成29年度奨励者コメント

### 木ノ下 裕一(演劇, 古典芸能の研究)

何かを表現しようとする時、当然、その前に、吸収するという行為が必要不可欠です。膨大に吸収したものを自分の身体の中で何度も濾して、練り上げ、ほんのひと匙のオリジナリティで固めたものが作品なら、吸収を怠れば、作り手は徐々に枯れていきます。本制度では、作り手の意思に寄り添うように、これまで叶えることができなかったことを実現させてくれます。私は、主催研究会などを実施することができ、贅沢な吸収の機会を得ることができました。それらは今後の活動の大きな力になってくれることを確信しています。

### 高尾 長良(小説)

私は奨励制度を受けて海外及び国内で取材を行い、今後何年にもわたって小説の創作に生かすことができる発見を得られました。様々な文化に触れることは創作にとって必須であり、貴重な機会を頂けたことに心から感謝しています。多岐にわたる分野で若い才能のサポートが行われることは、世界有数の文化都市・京都の名に相応しい素晴らしい制度であり、今後も同制度が更に充実し発展してゆくことを祈っています。

平成28年度 谷中 佑輔(現代美術・彫刻)  
林 美音子(地歌演奏・柳川三味線)

平成27年度 徳山 拓一(現代美術を中心としたキュレーション)  
久門 剛史(現代美術)

平成26年度 中川 日出鷹(現代音楽・ファゴット)  
森田 玲・林 宗一郎(民俗芸能・能楽)

平成25年度 小林 達夫(映画)  
JCMR KYOTO(現代音楽の研究・企画)

平成24年度 中嶋 俊晴(音楽・カウンターテナー)  
Hyon Gyon(絵画)

平成23年度 加藤 文枝(クラシック・チェロ)  
宮永 亮(映像表現)

平成22年度 あごう さとし(劇作・舞台演出)  
曾根 知(コンテンポラリーダンス・バレエ)

平成21年度 筒井 加寿子(演劇)  
内藤 裕子(ピアノ)

平成20年度 三浦 基(舞台演出)  
横山 佳世子(邦楽)

平成19年度 英 裕(洋画)

平成18年度 高谷 公子(音楽)  
宮永 愛子(現代美術)

平成17年度 名和 晃平(現代美術)  
吉本 有輝子(舞台照明デザイン)

平成16年度 砂連尾 理+寺田 みさこ(現代舞踊)

平成15年度 内田 淳子(演劇)  
上森 祥平(クラシック・チェロ)  
mitch(ジャズ・トランペット)

平成14年度 井上 隆平(クラシック・ヴァイオリン)  
ソバット・シアター(映像・美術造形)  
高橋 匡太(現代美術・インスタレーション)

平成13年度 奥村 泰彦(舞台美術)  
河原崎 貴光(メディアアート)  
坂本 公成(現代舞踊)  
文楽若手義太夫節の会(浄瑠璃)  
松岡 万希(音楽)

問合せ先 ※希望者には申請書及び記入見本を配布します。

京都市文化市民局文化芸術企画課 特別奨励制度担当  
〒604-8006  
京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・K ビル2階  
【TEL】075-366-0033 【FAX】075-213-3181  
【E-mail】bunka@city.kyoto.lg.jp

(公財)京都市芸術文化協会 特別奨励制度担当  
〒604-8156  
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内  
【TEL】075-213-1003 【FAX】075-213-1004  
【E-mail】info@geibunkyo.jp